

南三陸町国民健康保険からのお知らせ

平成19年
4月1日から

高額療養費の支給方法が一部変わりました

70歳未満の人が入院したときの支払いは自己負担額までとなります。

●平成19年3月診療分までは●

70歳未満の人が入院したとき、医療機関で1カ月
に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えて高額
になった場合、その超えた分は後から高額療養費と
して国民健康保険から支給されていました。



●平成19年4月診療分からは●

あらかじめ交付を受けた「限度額適用認定証」を
医療機関に提示することで、**入院したときの窓口で
の支払が自己負担限度額（下表に掲載）までとなり
ます。**

自己負担限度額認定証の交付を受けてください
自己負担限度額は所得により異なります。所得
区分が記載された「限度額適用認定証」を、あ
らかじめ町民税務課または歌津総合支所住民生活
課の窓口で申請をして交付を受けてください。

交付を受けた「限度額適用認定証」を入院時に
医療機関に提示することで、支払いが自己負担ま
でとなります。

●注意

- ※国民健康保険税を滞納していると、認定証の
交付を受けられない場合があります。
- ※「限度額適用認定証」は入院する時、また現
在入院中の場合に交付を受けてください。
- ※外来の場合と、同じ世帯で複数高額該当があ
る場合の世帯合算分はこれまでどおりです。

自己負担限度額（月額）

限度額については変更ありません

所得区分	3回目まで	4回目以降
A 一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1パーセント	44,400円
B 上位世帯	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1パーセント	83,400円
C 住民税非課税	35,400円	24,600円

平成19年
4月1日から

「出産育児一時金の受領委任払い」を実施します

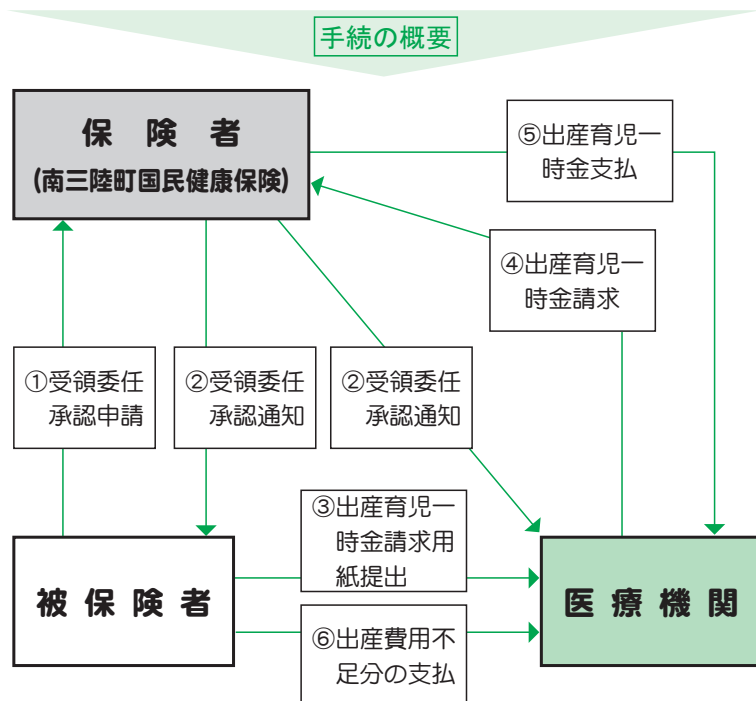
南三陸町国民健康保険では、被保険者の方々の負担を軽減する観点から、任意給付とする
出産育児一時金（現在の支給額は1件35万円）
の受領委任払制度を4月1日から実施します。

これまでの出産育児一時金の支給は、「住
民窓口において出生届の際に申請をして、そ
の場で現金支給」として取り扱ってきまし
たが、新たに被保険者が出産を予定してい
る医療機関等を受取代理人として出産育児
一時金を事前に申請し、医療機関等が被保
険者に対して請求する出産費用に充てるた
め、出産育児一時金を医療機関等が直接
受け取ることができる制度を取り入れまし
た。

なお、この制度はすべての出産に対して適
用するものではなく、あくまで希望者のみ
の取り扱いとなります。出産育児一時金
の受領委任払制度を利用したい方は、町
民税務課医療給付係または歌津総合支所
住民生活課医療係にお問い合わせください。

申請・問い合わせ

町民税務課 医療給付係 ☎ 46-1373
歌津総合支所 住民生活課 ☎ 36-3924



中小企業
の皆様へ

南三陸町中小企業振興資金融資 あっ旋制度が変更になります

この制度は、南三陸町に居
住する中小企業者で事業資金
を必要とされる方に対し、町が
融資のあっ旋と併せて保証料
の補給を行うことにより、企
業経営の近代化とその振興を
図ることを目的として実施し
ています。

近年の中小企業の資金需要
に対して、国においても利用
者の視点に立って、担保・保
証人に依存しない保証と信用
リスクに応じた信用保険料体
系の確立等の見直しが行われ
ました。

●制度改正比較表

	改正	改正前
法人の場合	原則として法人代表者以外 の連帯保証人は不用です。	この融資あっ旋制度の申 込には、2名以上の保証 人の連署が必要です。
個人の場合	原則として個人事業主の 連帯保証人は不用です。	この融資あっ旋制度の申 込には、2名以上の保証 人の連署が必要です。

問い合わせ

産業振興課 商工振興係
南三陸商工会 ☎ 46-1378
☎ 46-3366

※詳しくは、町内の金融機関、役場産業振興課、南三陸
商工会にお問い合わせください。

平成19年度 南三陸町農作業標準賃金協定表

農業委員会では、各農業機関と協議し、各種農作業の標準額を定めましたのでお知らせします。

- 1 農作業賃金 6,000円（実労働時間は、賄いなしの1日8時間を基準とします。）
- 2 賃耕・田植・刈取料金（10アールあたり）

種別	料金	種別	料金
水田耕うん料	6,500円	畑地耕うん料	6,000円
水田代かき	7,000円	コンバイン刈取	17,000円
同耕うん代かき料	12,000円	水田・畑地プラウ	7,000円
バインダーによる稲刈料	7,000円	マニアスプレッター（堆肥なし）	3,500円
機械田植（20～25箱を基準とする）	6,600円	箱育苗代（無処理苗）	1箱680円

3 脱穀調整その他料金

種別	料金	種別	料金
稲脱穀料(10アールあたり)	7,500円	精米料（30キログラムあたり）	400円
堆肥1トンあたり(堆肥舍渡し)	3,000円	乾燥料（米30キログラムあたり）	300円
堆肥・ワラ交換の場合の割合	堆肥2トン ワラ10アール	もみすり料(仕上り30キログラムあたり)	400円
防除（薬剤別）	1,000円	ペラー（10アールあたり）	4,000円

※農作業賃金を除く料金は、消費税を含みません。
※農作業賃金は、田植え・水田除草・稲刈り・畑作業などの一般作業を指します。
※バインダー、コンバインによる稲刈りは、結束紐代を含みます。
※圃場の条件、作業の内容などにより通常と異なる場合は、両者協議のうえ決めてください。

問い合わせ 南三陸町農業委員会（産業振興課内）☎ 46-1379 内線432